

## 広島市立大学講堂使用規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 69 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人広島市立大学施設管理規程（平成 22 年公立大学法人広島市立大学規程第 68 号。以下「施設管理規程」という。）第 10 条の規定に基づき、広島市立大学の講堂の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(講堂の使用)

第 2 条 講堂は、次に掲げる使用に供するものとする。

- (1) 大学主催行事
- (2) 授業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学会、学術研究会、学術講演会等学術文化の発展に寄与するもの

(使用許可)

第 3 条 総務室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、講堂に係る使用許可をすることができる。

- (1) 学生団体が実施する大学主催行事に準ずる行事であつて、他に適当な場所がなく、かつ、施設若しくは設備を損傷し、又は汚損するおそれがないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるとき。

2 施設管理規程第 5 条第 1 項の規定により講堂を使用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を総務室長に提出し、その許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第 4 条 講堂の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 使用許可を受けた用途以外の用途に講堂を使用しないこと。
- (2) 使用許可を受けた期間及び時間帯を厳守すること。
- (3) 施設、設備又は器具を損傷し、又は汚損しないこと。
- (4) 使用許可を受けていない施設、設備又は器具を使用しないこと。
- (5) 火災又はガス中毒等のおそれのある器具を持ち込まないこと。
- (6) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、使用許可に際して付された条件及びその他総務

室長の指示に従うこと。

(使用許可の取消し等)

第5条 施設管理規程第5条第3項の規定により、総務室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用者に対し使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 大学主催行事又は教育研究活動を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設管理上支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(原状回復義務)

第6条 使用者は、講堂の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

(損傷等があった場合の報告及び賠償)

第7条 使用者は、施設、設備若しくは器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を総務室長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、使用者は、施設、設備若しくは器具を原状に回復し、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。